

# 活断層と建築規制

—地盤事故・災害における  
法地盤工学問題ワークショップ—

弁護士針原祥次  
(2012.1.13)

## 建築・開発の法制度

- 1 国土形成計画(2005年改正:旧国土総合開発計画)  
近畿圏整備計画
- 2 土地利用基本計画(国土利用計画法9条)
- 3 都市計画法による規制
  - ・マスタープラン
  - ・土地利用規制(区域区分・地域地区など)と  
都市計画事業(道路・鉄道など)
- 4 建築基準法による規制
  - ・単体規定と集団規定
  - ・「最低基準」規制
- 5 条例による規制

## 活断層に関する建築・開発規制

- ・都市計画法の開発規制  
活断層に関する直接の規定なし
- ・建築基準法の建築規制  
活断層に関する直接の規定なし
- ・条例上の規制  
活断層に関する直接の規定なし

## 活断層に関する間接的な開発規制

- ・都計法33条1項7号(開発許可の基準)  
地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。  
この「その他」には、活断層による被害も含むとの解釈が可能である。

# 活断層に関する条例上の開発規制

西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例（平成12年3月30日）

第9条 開発事業を行う事業主は、地形、地質その他の地盤条件の調査を十分に行い、地震、火災、浸水その他災害に対する対策を講じるよう努めなければならない。

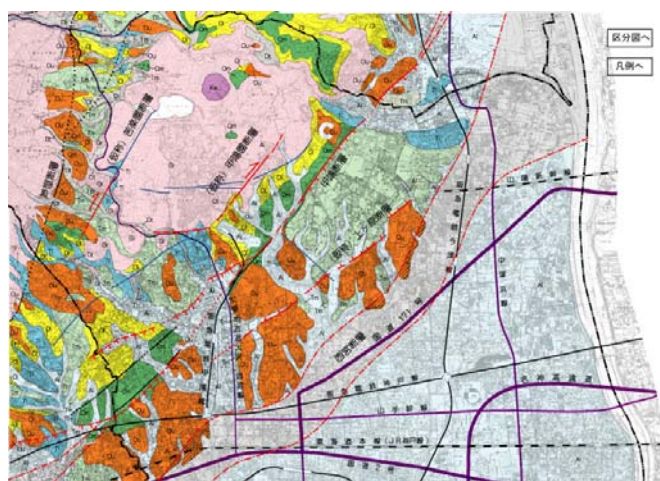
開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則（平成12年3月31日）

第18条 条例第14条第1項の規定による建築計画の届出は、開発事業計画書又は前条の小規模開発事業計画書の提出の際に、中高層建築物建築計画書に次に掲げる書面及び図書を添えて、正本1部を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 建物各階の平面図、立面図(2面以上)及び断面図(2面以上)  
.....
- (10) その他市長が必要と認める書面及び図書

前項の届出は、敷地面積が500平方メートル以上であり、かつ、換算戸数が10以上である建築計画（西宮撓曲における建築計画を除く。）である場合、市が作成した地質活断層図又は国土地理院が作成した都市圏活断層図に記載されている活断層線による影響を受けるおそれがあると市長が認めるときは、前項各号の書面及び図書のほか、地質調査報告書を添えて行わなければならない。

# 西宮市の活断層地図



## 活断層に関する間接的な建築規制

- ・建築基準法20条  
建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動衝撃に対して安全な構造でなければならない。
- ・同法施行令38条1項  
建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
- ・マンションなどが活断層を跨いで建築されるならば、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとはいえない。

## 活断層に関する間接的な建築規制

- ・日本建築学会の『建築基礎構造設計指針』  
特に敷地内を活断層が横切っているような場合は、・・・少なくとも断層を跨いで建物を建設しないことが無難であろう(同書57頁)  
地表断層変異に耐えるように建造物をデザインすることは、経済的にも、工学的にも実用的ではない。

## 活断層と原子力発電所

- ・原子力発電所の「耐震設計審査指針」  
敷地周辺の活断層の詳細な調査に基づき、  
12～13万年前の後期洪積世まで特定する。
- ・地震の不確実性の評価  
年超過確率の値で、1万分の1～10万分の1  
(一般建物は500分の1)

\* 神田順「安全な建物とは何か」

## 外国の活断層規制

米国カリフォルニア州の活断層法

～アルキスト・プリオロ特別調査地帯法

州地質官(State Geologist)は、活断層に沿って「特別調査地帯(Special Studies Zones)」を設定し、その公式地図(1:24,000)を自治体に配布する。自治体はそれに従い、特別調査地帯での人間居住に係わる開発規制をする。

\* 中田高「地学雑誌99-3」

## 豊中市東泉丘のマンション開発現場



## 西宮市桜町のマンション開発現場



## 紛争の形態

### ・民事事件

建物所有者 対 建築業者・開発業者

周辺住民 対 建設業者・開発業者

### ・行政事件

周辺住民 対 自治体・民間確認機関

## 民事裁判

### ・建物所有者が建築業者・開発業者を訴える

建物の安全性(所有権侵害)

### ・周辺住民が建築業者・開発業者を訴える

建物の安全性(平穩生活権侵害)

## 行政裁判

- ・原告適格  
原告となる法的利益の有無
- ・法令違反  
活断層or地盤の安全性(N値)
- ・裁量権の濫用  
考慮すべき事項を考慮しない

## 裁判における審理

- ・書証  
学術文献、公文書  
専門家の意見書(私鑑定)
- ・鑑定人
- ・検証
- ・専門員制度